

## ○南伊勢町空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱

令和3年4月1日  
南伊勢町告示第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南伊勢町空き家バンク制度設置要綱(平成23年南伊勢町告示第11号。)に定める空き家バンクの登録を促進することを目的として、空き家バンク登録した所有者等に対し、予算の範囲内で南伊勢町空き家バンク登録促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、南伊勢町補助金等交付規則(平成17年南伊勢町規則第57号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸を行うことができる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、空き家バンクに物件登録した空き家の所有者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 交付決定の日から継続して2年以上空き家バンクに登録すること。ただし、2年経過するまでに成約した場合は、この限りではない。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、補助金の対象とする経費は、同一の建物について1回限りとする。

- (1) 空き家内の不必要な物の処理等に関する経費
- (2) 空き家の簡易な改修に要する経費
- (3) 前号のほか町長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条にかかる経費とし5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、南伊勢町空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費の見積書の写し
- (2) 事業実施前の写真
- (3) その他、町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認める場合について、南伊

勢町空き家バンク登録促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へその旨を通知するものとする。

（事業の計画変更又は中止）

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、当該事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、事業計画変更（中止）承認申請書（第3号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、審査の上適当と認めるものについて承認し、事業計画変更（中止）承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業実績の報告）

第9条 補助金交付決定者は、その事業を完了したときは、その事業の完了の日から30日以内に、事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) 事業実施後の写真
- (3) その他、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による事業実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定による補助金交付決定者は、南伊勢町空き家バンク登録促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長へ提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 町長は前条の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第13条 町長は、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽り、その他不正の方法により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に反したとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。